

## は し が き

平成29年12月に閣議決定された第一次再犯防止推進計画において、犯罪をした者等は、厳しい生育環境などの生きづらさを抱えており、再犯の防止等に向けて、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を実施する必要性があることが指摘され、これまで国、地方公共団体、民間団体等が連携して、各種施策を講じてきた。本研究は、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等についての検討に資するよう、非行少年の生育環境に焦点を当て、その実態を明らかにしようとしたものである。

法務総合研究所は、平成12年に、少年院在院者に関する虐待の被害経験を調査したことがあるものの、その後、長い年月にわたり、同様の調査を行っていなかった。令和4年版犯罪白書によると、少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少しており、少年人口比（10歳以上の少年10万人当たりの検挙人員）も、低下傾向が見られ、令和3年は人口比の最も高かった昭和56年の約8分の1になっており、少年非行が減少傾向にあることは認められる。しかし、令和3年の少年院入院者における被虐待経験別の構成比を見ると、男子の約40%、女子の約60%が虐待を受けた経験を申告しており、非行少年が抱える問題の解決が困難なものである実態がうかがえる。

子供全般に目を転じてみると、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定、令和元年11月新大綱策定）において、貧困の連鎖を食い止めるためには、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があり、その実現のために、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとして、様々な施策を進めている。地方公共団体も、地域の実情に応じた適正な施策を講じるため、子供の貧困に関する実態調査を実施している。

非行少年の生育環境の把握のためには、様々な視点が考えられるところ、本研究では、小児期における逆境体験を含めた養育の状況や家庭の経済状況を主要な視点として捉え、その生育環境と非行少年の心理的特徴や就学等の社会生活との関係性等について分析を行ったほか、非行少年の社会復帰に向けて、どのような関わりが求められるのかについても検討した。本報告が、非行少年のアセスメントや処遇・支援を更に充実させ、再非行防止を図っていくための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力を頂いた関係府省庁、地方公共団体、社会福祉法人福祉楽団、吉川市更生保護女性会、矯正・更生保護等関係諸機関の各位に心からの謝意を表する次第である。また、東京都立大学の阿部彩教授、京都大学の岡邊健教授には、本研究を進めるに当たり、多大な御示唆と御教示を頂いた。厚く御礼を申し上げる。

令和5年6月

法務総合研究所長 上 富 敏 伸



# 要 旨 紹 介

本研究では、非行少年の生育環境の実態を明らかにし、生育環境に困難を抱える非行少年への効果的な処遇・支援の方策の検討に資する基礎資料を提供することを目的として、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者に対する質問紙調査を内容とする特別調査の結果を取りまとめて分析した。併せて、少年非行の動向や非行少年の処遇や支援等についても、調査を行った。

## 1 統計調査（第2章）

少年院在院者及び保護観察処分少年について、法務省の統計データ（少年院及び保護観察所職員が各種資料や本人・保護者から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票に基づくもの）による分析を行った。

### （1）少年院在院者

保護者状況を見ると、「実父母」の構成比が低下傾向にあり、「実母」の構成比が上昇傾向にある。被虐待経験のある者の構成比は上昇し続けており、経済状況は、「普通」が最も構成比が高く、次いで「貧困」、「富裕」の順で推移し、近年は「貧困」の構成比が低下傾向にある。

以下、令和3年の状況を見ると、保護者状況と経済状況との関連については、経済状況が「貧困」の保護者状況は、「実母」及び「実父」の構成比の合計が「実父母」より高く、約70%であり、「普通」、「富裕」になるほど、その構成比の合計が低くなっていた。被虐待経験と経済状況との関連については、「虐待なし」の構成比は、「貧困」が最も低く、次いで「普通」、「富裕」の順であった。

就労・就学状況との関連を見ると、「学生・生徒」の構成比は、「実父母」が保護者である少年が最も高かった。経済状況が厳しくなるにつれて「学生・生徒」の構成比が低くなっていた。教育程度との関連を見ると、「実父母」が保護者である少年は、「中学在学」及び「中学卒業」の構成比が最も低く、「高校在学」及び「高校卒業・その他」が最も高かった。経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、「高校卒業・その他」の構成比が低くなっていた。

精神状況との関連を見ると、被虐待経験がある者は、ない者よりも精神障害を有する傾向が

あった。

## (2) 保護観察処分少年

居住状況を見ると、「両親と同居」の構成比が低下傾向にある一方、「母と同居」の構成比が上昇傾向にある。経済状況を見ると、「普通」が最も構成比が高く、次いで、「貧困等」（平成28年以降は生活保護受給者を含む。以下要旨紹介において同じ。）、「富裕」の順で推移し、「貧困等」は、平成14年以降、11～17%の間で推移している。

以下、令和3年の状況を見ると、居住状況と経済状況の関連については、経済状況が「貧困等」の居住状況は、「母と同居」及び「父と同居」の構成比の合計が「両親と同居」より高く、約60%であり、「普通」、「富裕」になるほど、「母と同居」及び「父と同居」の構成比の合計が低くなっていた。

就労・就学状況との関連を見ると、「学生・生徒」の構成比は、「両親と同居」の少年が最も高かった。経済状況が厳しくなるにつれて、「学生・生徒」の構成比は低くなっていた。教育程度との関連を見ると、「両親と同居」の少年は、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比が最も高く、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が最も低かった（居住状況が「その他」を除く。）。経済状況が厳しくなるにつれて、「高校中退」及び「中学卒業」の構成比が高くなっている一方、「高校卒業等」及び「高校在学」の構成比が低くなっていた。

精神状況との関連を見ると、「貧困等」は、「精神障害なし」の構成比が低く、「知的障害」及び「その他の精神障害」が高かった。

## 2 特別調査（第3章）

少年院在院者については、男子は令和3年6月から同年9月までの間、女子は同年6月から同年11月までの間に、処遇の段階が1級にあった者（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）、保護観察処分少年については、男子は令和3年6月、女子は同年6月から同年11月までの間に新たに保護観察を開始した者（交通短期保護観察の対象者及び移送を除く。）を調査対象者とし、質問紙調査を実施した。それぞれの保護者（6親等以内の親族に限る。）にも調査への協力を依頼した。調査内容は、少年については、生活環境、学習環境、小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences。以下、要旨紹介において「ACE」という。）、心

理的側面、社会的つながり等であり、保護者については、養育の状況、保護者自身の状況、家庭の経済状況、支援の利用状況等であった。法務省で把握している少年院入院時又は保護観察開始時の年齢、性別、保護処分歴等の情報と併せて分析を行った。分析の対象は、少年、保護者共に回答が得られ、少年及び保護者双方を対応させることが可能であった少年院在院者335人、保護観察処分少年244人の合計579人とした。

分析においては、家庭環境として、ACEの状況に関し、身分（少年院在院者・保護観察処分少年）別に分析し、養育の状況及び保護者の状況に関し、身分別かつACE累積度別に分析したほか、経済状況に関し、身分別に分析した。その上で、家庭環境から見た少年の状況として、日常の生活状況、就学及び就労の状況、心理的状況、周囲との関わり・社会とのつながりに関し、身分別、ACE累積度別、経済状況別に分析した。なお、質問項目によっては、調査対象者の年齢が必ずしも一致しないほか、質問の内容も一部異なるところがあるなど正確な比較はできないことが前提ではあるものの、内閣府や地方公共団体等が過去に行った調査（以下、要旨紹介において「一般調査」という。）の結果との比較を行った。

## （1）家庭環境

### ア ACEの経験の有無

本調査の対象者について、ACEの経験の有無を見るとともに、ACE該当数によってACE累積度を評定することとし、ACE重篤、ACE中程度、ACEなしに分類した。少年院在院者、保護観察処分少年でACEを有する者（ACE該当数が1項目以上の者）は、それぞれ86.3%、56.5%であり、非行少年は、背景にACEを有することが多く、非行性が進むほどACEを有する傾向も高くなることがうかがえた。

### イ 養育の状況

保護者に対する調査において、子供が中学2年生の頃における進学の見通しでは、保護観察処分少年は、ACEなしが大学又はそれ以上の構成比が高い一方、ACE重篤はその構成比が低く、進学期待が低い傾向が見られた。少年に対する調査において、家族としたことがある経験（小さいころに本や絵本を読んでもらう、泊まりで家族旅行に行く等）では、少年院在院者につき、多くの項目でACE重篤は該当率が低い傾向が見られた。

## ウ 保護者の状況

保護者に対する調査において、保護者自身が成人するまでの経験（両親の離婚、親からの暴力、育児放棄（ネグレクト）等）について、少年院在院者の保護者は、ACE重篤が「いずれも経験したことがない」で該当率が低く、保護観察処分少年の保護者は、ACE重篤が「親から暴力を振るわれた」、「育児放棄（ネグレクト）された」で該当率が高かった。保護者自身の精神的な不調による受診歴は、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者共に、ACE重篤は受診歴がある者の構成比が高かった。保護者が子供を持ってからしたことのある経験の中では、「自殺念慮」及び「配偶者からの暴力」が、ACEの各項目と有意な正の相関が見られたものが多く、保護者が家庭に問題・悩みを抱えている場合、少年がACEを有する可能性が高いこと等が示唆された。

## エ 経済状況

経済状況を分析するため、所得、家計のひっ迫及び子供の体験の欠如の有無に基づき、生活困窮層、周辺層及び非生活困難層に分類したところ、少年院在院者の世帯、保護観察処分少年の世帯のそれぞれ約28%、21%が生活困窮層であり、周辺層を合わせると、それぞれ4割を超えており、少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえた。

ACEの全項目を経済状況別に見ると、8項目で有意な差が見られた。「家庭内に、うつになったり、心の病気にかかったりしている人がいた」、「親が亡くなったり離婚したりした」、「家族から、食事や洗濯、入浴など身の周りの世話をしてもらえなかった」、「家族から、十分に気を掛けてもらえなかった」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」等の項目について、生活困窮層は「該当あり」の構成比が高い傾向が見られ、ACEと経済状況には関連があることがうかがえた。

## (2) 家庭環境から見た少年の状況

### ア 日常の生活状況

一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、食生活が不規則又は不十分であり、家族との夕食の頻度が低い一方、ゲーム、テレビ、インターネット等に親和しており、家事や家族の世話・介護については、関与の度合いが高い傾向がうかがえた。学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動への参加状況は、低調であり、その理由については勉学以外の理由が多い傾向がうかがえた。

食生活について、少年院在院者及びACE重篤は、不規則又は不十分な食生活となり、夕食を家族と一緒に食べる頻度が少ない者が多い傾向がうかがえた。

日常の過ごし方について、少年院在院者は、スマートフォンやインターネットを介してのゲーム、動画、SNS等に親和している一方、家事を「全然しない」と回答した者も多い傾向がうかがえた。ACE重篤は、動画やSNS等に親和している傾向がうかがえた。

学校、職場、地域のクラブやスポーツなどの趣味のサークル、ボランティアなどの活動等に参加していない理由について、ACE重篤は、自らの意思とは別に、金銭面のほか、家族の事情や人間関係を選択する者が多い傾向がうかがえた。

## イ 就学・就労の状況

一般調査の結果と比べ、本調査の対象者は、学校の授業以外の学習機会や一定程度の学習時間が確保されておらず、学校の授業にもついて行くことが困難であるほか、学校を辞めたいくなるほど悩んだ経験のある者の該当率が高いなどの傾向がうかがえた。加えて、正規雇用の構成比が高く、非正規雇用（アルバイト・パート）の構成比が低いほか、転職歴ありの構成比が高い傾向が見られた。

就学の状況について、保護観察処分少年、ACEなし及び非生活困難層は、学校の授業以外の学習機会が確保されている傾向がある一方、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、学校の授業以外の一定程度の学習時間が確保されておらず、学校を辞めたいくなるほど悩んだ経験がある者の該当率も高くなる傾向が見られた。本人の学歴について、少年院在院者及びACE重篤は、高校卒業以上の構成比が低く、高校中退の構成比が高くなる傾向があった。

就労の状況について、少年院在院者、ACE重篤及び生活困窮層は、転職歴ありの構成比が高くなる傾向にあり、さらに、少年院在院者及びACE重篤は、人間関係を理由に転職する者が多く、不安定な就労状況に陥りやすいことがうかがえた。一方、非生活困難層は、もっとよい条件の職場が見つかったことを理由に転職する者が多い傾向があり、職種や条件を選びやすい環境にあることがうかがえた。

## ウ 心理的状況

Locus of Control尺度への回答結果により、ACE累積度が重篤な者ほど、自分が置かれた状況について外的な要因によるものと捉えやすい傾向がうかがえた。

精神的回復力尺度への回答結果により、少年院在院者は、新たな出来事に興味や関心を持ち、

挑戦しようとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された一方、保護観察処分少年は、自分の感情を制御できるとする傾向が示された。加えて、ACE累積度が重篤でない者ほど、自分の感情を制御できるとする傾向が示されたほか、非生活困難層は、自分の感情を制御できるとする傾向や、明るくポジティブな未来を予想し、その将来に向けて努力しようとする傾向が示された。

時間的連続性尺度への回答結果により、少年院在院者、ACEなし及び非生活困難層は、現在と未来のつながりを実感していることが示された。

## **エ 周囲との関わり・社会とのつながり**

生活困窮層の保護者は、相談相手等が少なく、いざというときに頼れる人が少ない状況にあることがうかがえた。少年院在院者の保護者及び保護観察処分少年の保護者共に、各種の相談を一つの相談窓口で受け付けてくれるワンストップサービスのような支援へのニーズが高かった。

少年の対人関係面について、ACE重篤は、家族との関係が良好ではない可能性があるばかりか、学校の友人等といった実社会で身近にいる人との関係も良好ではない可能性があり、インターネット上のコミュニティで他者との交流を図っている可能性が示唆され、親とけんかをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所を求めていることが分かった。

## **3 施策調査（第4章）**

矯正・更生保護の各段階における被虐待経験を有する少年の処遇、修学支援の取組及び地域社会による関わりについて、少年院、保護観察所、少年サポートセンター及び子供食堂を対象として、実地調査を行い、その結果を紹介した。

## **4 まとめ（第5章）**

特別調査や施策調査等の結果を踏まえて、逆境体験を有する非行少年への関わり、経済的な困難を抱える非行少年への関わり、少年・保護者への地域における支援という三つの視点で、より効果的な処遇や支援の在り方等について考察を行った。

逆境体験を有する非行少年への関わりについては、トラウマを持った少年院在院者や保護観察対象者に対してはトラウマ・インフォームド・ケアの視点を持った関わりが重要であり、トラウマの影響が重篤である場合には、少年院在院中・保護観察期間中又は保護観察期間終了後

に、医療機関等との連携が必要となってくること、さらに、少年がトラウマを抱えていることの見立てができることは、少年の行動を理解し、トラウマ・インフォームド・ケアの視点を持った関わりをする上で重要であることなどを指摘した。

経済的な困難を抱える非行少年への関わりについては、就学や就労を継続できにくいことの背景に経済的な困難も関係していると考えられることから、少年院在院中や保護観察期間中に、保護者や少年への助言、支援機関との調整を通じて、各種制度を活用できるよう支援することや、経済的に困難な状況にある非行少年が個々に抱える背景や状況を理解した上で、本人たちが支援を受けたいと思ったときに支援を提供し、寄り添いながら継続的に関わっていけるような態勢の整備が重要であることなどを指摘した。

少年・保護者への地域における支援については、厳しい生育環境により複合的な課題を抱えることが非行の背景にあることを踏まえ、非行少年の再非行防止には地域の機関・団体による支援が必要となるとともに、非行のリスクを抱えている子供が非行に至ることを未然に防ぐという観点からも、地域の子供や保護者の課題に地域社会・コミュニティが気付き、連携して支援していくことが重要であることなどを指摘した。

研究部長 熊 澤 貴 士



# 非行少年と生育環境に関する研究

総括研究官	伊瀬知 陽 平
総括研究官	平 原 政 直
総括研究官	門 脇 甲太郎
研 究 官	村 橋 摩 世
研 究 官	青 木 朝 子
研 究 官	松 本 誠 司
研 究 官	石 原 淳 一
研 究 官	藤 井 景 子
研 究 官	中 沢 綾 子
研 究 官	椎 原 啓 介
研 究 官 補	鈴 木 愛 弓
研 究 官 補	金 綱 祐 香
研 究 官 補	藤 林 慧
研 究 官 補	黒 川 友里加
研 究 官 補	森 本 朝 香
(前総括研究官)	鉄 島 清 毅
(前総括研究官)	渡 邊 一 仁
(前総括研究官)	田 村 太 郎
(前総括研究官)	吉 村 幸 司
(前 研 究 官)	端 山 耕 司
(前 研 究 官)	大 伴 真理恵
(前研究官補)	老 田 彩央里

# 目 次

要 旨 紹 介	i
第1章 はじめに	1
1 本調査研究の意義	1
2 本報告書の構成	2
第2章 統計調査	4
第1節 少年院在院者	4
1 家庭環境	4
2 家庭環境から見た少年の状況	9
3 考察	28
第2節 保護観察処分少年	29
1 家庭環境	29
2 家庭環境から見た少年の状況	31
3 考察	54
第3章 特別調査	56
第1節 特別調査の目的	56
第2節 調査の概要	58
1 調査対象者	58
2 調査方法	58
3 調査内容	59
4 分析方法	62
第3節 調査の結果	63
1 少年の属性等	63
(1) 少年の性別、年齢、保護処分歴及び非行名	63
(2) 少年との関係	65
(3) 同居家族	66
(4) 保護者の婚姻状況	68
(5) 家庭で使用している言語	69
(6) 住居の種類	70

2	家庭環境	70
(1)	小児期逆境体験の経験の有無	71
(2)	養育の状況	75
(3)	保護者の状況	97
(4)	経済状況	117
(5)	ACEと経済状況の関連	140
(6)	小括	142
3	家庭環境から見た少年の状況	144
(1)	日常の生活状況	144
(2)	就学、就労の状況	161
(3)	心理的状況	187
(4)	周囲との関わり、社会とのつながり	198
(5)	考察	221
第4節	特別調査に関する総合考察	224
1	非行少年が抱える厳しい生育環境について	224
2	生育環境による非行少年の抱える課題	225
第4章	施策調査	227
第1節	被虐待経験を有する少年の処遇	227
1	少年院	227
2	保護観察所	232
第2節	修学支援	239
1	少年院	239
2	保護観察所	242
第3節	地域社会による関わり	246
1	地方公共団体等による支援	246
2	地域における支援	248
第5章	まとめ	252
1	逆境体験を有する非行少年への関わり	252
2	経済的な困難を抱える非行少年への関わり	255
3	少年・保護者に対する地域における支援	257

引用·参考文献·····	260
寄稿·····	263